

ID: 130

担当部署: 町民環境課

処分の概要	管理料の減免		
例規名 根拠条項	柴田町営墓地条例 第12条第3項		
例規番号	昭和55年条例第13号		
<b>【基準】</b> 第12条の規定による。 (管理料) 第12条 使用者は、墓地内の緑地、苑路等の管理清掃に要する経費として、年1,200円の管理料を納入しなければならない。 2 年度の中途より使用許可を受けた者については、許可を受けた日の属する月を含めた月割額とする。 3 町長は、災害その他相当の事由により必要があると認めるときは、管理料を減免することができる。			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和3年12月28日	最終変更年月日	年 月 日